

酒類販売業免許等申請書類一覧表

CC1-5104-2

必要書類		免許等区分		a	b	c	d	e-1	e-2	f	g	h	i	j	k	酒類販売代理業 (媒介業) 免許 申請
		一般酒類小売業 免許の申請	a及びc～i以外 の申請等	法人成り等、全 酒類卸売業者の 分離分割又は営 業譲受けの申請	通信販売酒類小 売業免許及び特 殊酒類小売業免 許の申請	期限付酒類卸 売・小売業免許 の申請	期限付酒類小売 業免許届出書	免許条件の緩和 ・解除申出 (酒類の範囲)	免許条件の緩和 ・解除申出 (f以外)	販売場の移転許 可申請	相続の申告	免許の取消申請	事業譲渡の申告			
申請書様式		CC1-5104	CC1-5104	CC1-5104	CC1-5104	CC1-5104	CC1-5104	CC1-5104	CC1-5105	CC1-5115	CC1-5115	CC1-5126	CC1-5131	CC1-5136	CC1-5131-2	CC1-5107
販売業 免許 申請書 次葉 (注1)	1	販売場の敷地の状況 (別添図面)	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	2	建物等の配置図(建物の構造を示す図面)	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	3	事業の概要 (販売設備状況書)	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
	4	収支の見込み (兼事業の概要付表)	○	○	○	○	○	○			○ (注3)	○ (注3)				○
	5	所要資金の額及び調達方法	○	○	○	○	○	○				○				○
	6	「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
添付 書類 (注1)		酒類販売業免許の免許要件誓約書(酒税法10条の規定に該当しない旨)	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○
		申請者(申請者が法人の場合にはその法人の監査役を含む役員全員)の履歴書	○	○	○	○	○	○	○							○
		住民票写し(法人については法人の登記事項証明書及び定款)	○	○	○	○	○	○	○	○						○
		土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○
		地方税(申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。)の納税証明書	○	○	○	○	○	○	○	○						○
		最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	○	○	○	○	○	○	○	○						○
	土地及び建物の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	

酒類販売業免許等申請書類一覧表

CC1-5104-2

免許等区分		a	b	c	d	e-1	e-2	f	g	h	i	j	k	酒類販売代理業 (媒介業) 免許 申請
必要書類		一般酒類小売業 免許の申請	a 及びc～i以外 の申請等	法人成り等、全 酒類卸売業者の 分離分割又は営 業譲受けの申請	通信販売酒類小 売業免許及び特 殊酒類小売業免 許の申請	期限付酒類卸 売・小売業免許 の申請	期限付酒類小売 業免許届出書	免許条件の緩和 ・解除申出 (酒類の範囲)	免許条件の緩和 ・解除申出 (f以外)	販売場の移転許 可申請	相続の申告	免許の取消申請	事業譲渡の申告	
添 付 書 類 (注1)	既存の酒類販売業者の販売業 免許についての書類			○										
	法人成り等(注2)につい ての契約その他その内容が明ら かとなる書類の写し			○										
	販売場を設置しようとする場 所、販売する酒類を説明した 書類				○	○	○							
	戸籍謄本又は戸籍抄本										○			
	他の相続人の意思表示等										○			
	事業譲渡に関する契約書その 他の事業譲渡の事実及び年月 日を証する書類の写し												○	
	印鑑証明書又は法人番号通知 書の写し若しくは運転免許証 の写し等											○		
	その他税務署長が必要と認め た書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書等チェック表	○ CC1-5104-2(1)	○ CC1-5104-2(2)	○ CC1-5104-2(3)	○ CC1-5104-2(4)	○ CC1-5104-2(5)	○ CC1-5104-2(6)	-	-	○ CC1-5104-2(7)	○ CC1-5104-2(8)	-	○ CC1-5104-2(14)	○ CC1-5104-2(9)	

- (注) 1 次葉及び添付書類は、場合によって省略することができる書類があるので、詳細は各申請書等チェック表(取消申請を除く)を参照する。
 2 法人成り等とは、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第9条第1項関係の14《法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い》に定めるものをいう。
 3 全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許への免許条件の緩和・解除申出以外の場合は、次葉4(収支の見込み)は要しない。